

白馬村観光地経営計画策定委員会
第6回策定委員会 議事要旨

1. 開催日時

平成28年1月19日(火) 13:30~15:30

2. 開催場所

白馬村役場 201・202 会議室

3. 議題

- (1) 第5回策定委員会の振り返り
- (2) パブリックコメントの実施結果について
- (3) 白馬村観光地経営計画(案)について

4. 議事経過

●篠崎課長

スキー場にとってはまだまだ十分な雪ではないが、待望の雪が降った。恵みの雪だと思っています。本日が最後の委員会となるので、閉会の際に村長より委員の皆様へご挨拶させていただく予定としている。

●委員長

ようやく待望の雪も降り、これからますますお忙しくなられる時期にご参集いただきありがとうございます。この2カ年、ワーキングメンバーの方々を含めて非常に熱心にご議論いただき、この間にパブリックコメントも実施し、村民の方からも総合的な意見や具体的提案をいただいている。そういったことも織り込み、最終的なかたちにまとめている。これから2時間しっかり目を通していただき、素晴らしい計画となり次年度以降、活性化に向けて力強く動きだせるよう、ご協力をお願いしたい。

●資料説明 (JTBF 堀木)

●篠崎課長

資料説明のとおり、これから10年で戦略的に取り組むべき事項、さらに重点的に取り組むべき事項の全体像を整理している。これに対して、行政は計画初年度にどんな動きを考えているかというご質問が多かった。今回は、民間との共同事業も含め着手が見込まれる、あるいは既に動いているものに関して引き続き取り組んでいくもの、すなわち具体的に動きが見えている事業について、「着手見込事業」として記載している。以下、主だったポイントを補足的に説明させていただく。

・44 ページの「③歩行者・自転車優先の安心で心地よい滞在空間づくり」に関して、特に

で、どこかに入れることは検討したい。

● 委員

例えば、「白馬村の道の駅は他の道の駅と違って、こういう道の駅を目指している」という記載が欲しい。

● 委員長

それはプロジェクト推進チーム、または戦略会議の中でブレイクダウンをする中で検討することとしており、当計画であまり踏み込むとプロジェクト推進チームでの検討を縛ることになる。次年度、どう動き出すかの体制や状況が書いてあるので、そこで具体的に検討を始めていただくということで良いかと思う。

● 委員

経営者委員会として目指すものや提案ではなく、各地域で現在進めていることがあるので、それを書くだけでも村の人はイメージしやすいかと思う。

● 委員長

ご意見として、検討させていただく。

● 委員

資料3の50ページ「産業・経済の強化に関する戦略」で宿泊施設の問題に触れているが、既存の宿泊施設に関する取り組みにとどまっている。白馬村の宿泊施設が20年前と比べると5割近く、10年前と比べても30数パーセント減少しており、新しい宿泊施設もそれほどできていない。スキー場がいくら良くなっても宿泊施設が無くなってしまえばとんでもないことになる。例えば新しい投資を呼び込む施策などが経営計画に入っているべきではないか。

● JTBF 堀木

ご指摘のとおり外部からの新しい投資や宿泊容量の確保には現状では触れていない。「4-1. 宿泊施設の活性化」の「①宿泊施設のサービス形態の見直し・多様化による競争力強化」には新規投資を呼び込むという考えもあってしかるべきかと思う。書き込めることはあると思うので、新しい投資や新規参入にも触れるものにする。

31ページの図3-8の指標の例として「観光関連の投資実態の把握」という項目がある。これらをきちんと把握しながら、外からの投資を呼び込むために地域としてどう考えるかの議論がまずは必要かと思う。

● 委員

産業・経済強化に関する戦略にぜひ項目を入れるべきだと思う。これに基づいて何を具体的にしたらいいかわかるようにすべきで、特に長野県の観光地は景観条例が非常に厳しいが、特定の場所について緩和するような施策もできると思う。これからの観光を考えるためには絶対に必要だと思う。

● 委員

宿泊施設のサービス形態の見直し・多様化は、具体的にどういう手段でやっていくか。例えば今の宿泊施設で欠けているものは何かという現状認識を入口として、中核になる国際級のリゾートホテルがあった方がいいとか、民宿やペンションも含めて低迷しているところを滞在型にうまく移行させていく必要があるとか、こうあるべきだと考えられる将来像を宿泊施設についての戦略的ビジョンとして整理することがまず必要だと思う。

その時に、既存の地場の宿泊産業を活性化するために業態変化を促していくとか、販売の仕組みを共通化するという方向性があり、それに加えて外部からの戦略的な誘致という方向性も入ってくる。そういうことが伝わる表現にすればどうかと思う。戦略的に活性化していくという考え方が大切だ。

● 委員

さんの考えに賛成だ。先ほど八方の話が出たので少しお話させていただく。八方はまず地域がどういう状況なのかを見直し、資料にもあるとおり既存の施設がかなり疲弊していてまずい状況だと考えた。一方で新規の参入障壁が高い構造になっているのでそこまでは言及しなかったが、委員が触れたリゾートホテルなど今ないタイプの施設も必要ではという声があった。これらを両立してやっていかないとダメだという議論をしたが、これは八方だけでなく五竜あるいは村内の他地区も同じ状況だと思う。

既存の施設はこのままだと閉塞した状況にあるので、それをどうやって新しい組み立て方を導入しながら活性化するか。もうひとつは既存施設と競合しないという条件も必要だと思うが、今足りないものをどうやって導入していけるようにするか。書きぶりは慎重な方がいいと思うが、新旧両立するような形の書き方が良いと思う。

● 委員

数年前は非常に良いスキー日和が年末年始にあったが、大荒れになると天気予報が出たためキャンセルが続出したことがある。またリーマンショックのように世界的経済が冷え込むと観光地が一番に影響を受ける。このような天候や世界経済という条件は村の人がどんなに頑張ってもどうにもならないので、どうにもならないことに頼らない何らかの事業というか、村全体の方向性が必ず必要だと考えている。

雪が無いことで増えるお客さんもいるのだということも考えないといけない。スキー場、

白馬村観光地経営計画

平成 28 年 3 月

白馬村

(2) 産業・経済の強化に関する戦略

戦略 4. 宿泊施設とスキー場の再活性化

各地区が戦略的な将来ビジョンを検討・共有し、それにもとづき宿泊施設やスキー場の個々の事業者が独自の魅力を強く打ち出すことにより、白馬村全体としての観光産業の競争力強化を図ります。また、施設間の連携によるサービスの共通化にも引き続き取り組みます。

4-1. 宿泊施設の戦略的な活性化

① 宿泊施設のサービス形態見直し・多様化による競争力強化

〔事業内容〕 宿泊拠点とスキー場が一体となった地区ごとに競争力強化を図る戦略的な将来ビジョンについて検討し、エリア内での合意形成を図るとともに、その将来ビジョンの方針に沿って各宿泊施設が独自の魅力の磨き上げに取り組みます。同時に外部からの新規宿泊施設の参入に関するルールの適切な見直しについても検討し、既存施設の更新と新規施設の誘導の両面から白馬村全体として提供する宿泊サービスの多様化と魅力向上を図ります。特に現状の「1泊2食型」に偏ったサービス形態を見直し、「1泊朝食型」サービスの提供や「宿泊特化型」施設への業態転換により経営上の負担軽減を図ります。

〔実施主体〕 行政 観光関連団体 観光事業者 関連事業者・団体 教育機関 住民

〔実施地域〕 山岳部 山麓部 (東山 西山) 平地部 全域

② 宿泊施設のサービス共通化による効率化

〔事業内容〕 宿泊施設間で共通化しやすいと考えられる宿泊予約機能について、各地区あるいは村全体で共通化・効率化を図ります。

①のサービス形態見直しとあわせて食事提供など宿泊施設のサービスの一部を事業者間の連携により共通化・効率化を進めます。

これらの検討のために必要となる経営アドバイスの仕組みを構築し、適切な判断の下に将来の方向性を決定できる環境を整えます。

〔実施主体〕 行政 観光関連団体 観光事業者 関連事業者・団体 教育機関 住民

〔実施地域〕 山岳部 山麓部 (東山 西山) 平地部 全域

4-2. スキー場の戦略的な活性化

① スキー場の施設更新による競争力強化

〔事業内容〕 スキー場と宿泊拠点が一体となった地区ごとに競争力強化を図る戦略的な将来ビジョンについて検討し、エリア内での合意形成を図ります。その将来ビジョンの方針に沿って白馬村内のスキー場について適切な施設更新を図り、雪質の良さとコースレイアウトの魅力を最大限に活かし、オリンピック開催経験を有する地としてふさわしい魅力向上を図ります。

戦略的重点プロジェクト 2.

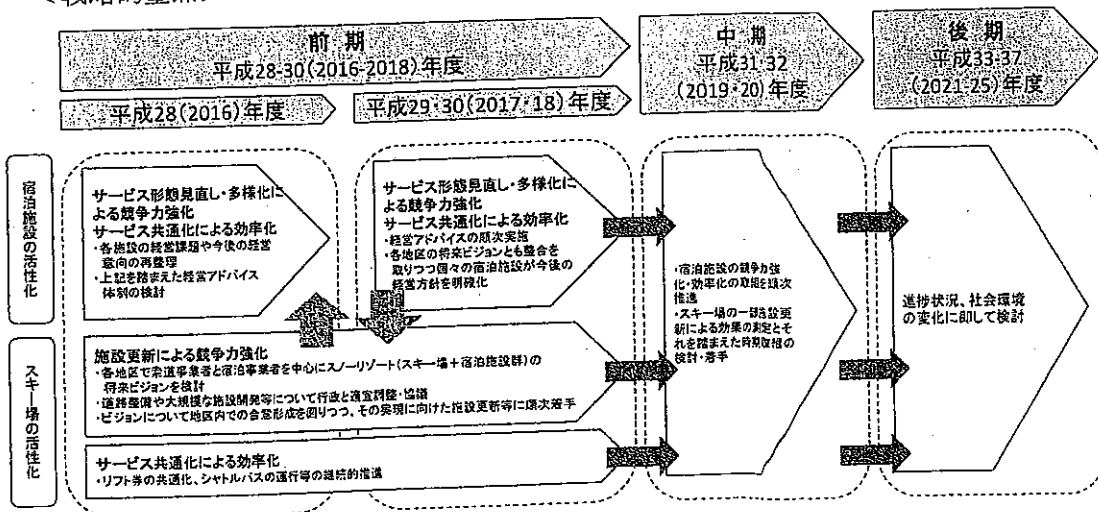
白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクト

国内観光客の減少と他方でオーストラリアを中心とする海外からのスキー客の急増等、白馬村観光を取り巻く環境が大きく変化する中で、観光産業の再生を図るリーディングプロジェクトです。宿泊施設とスキー場が一体となった地区について戦略的な将来ビジョンを検討し、その方針に則して宿泊施設については既存施設のサービス形態の見直しと外部からの新規施設の誘導の両面から村全体としての多様化を、スキー場については施設更新等による競争力強化を図ります。また、それぞれサービス共通化による効率化と利用者にとっての利便性向上を図ります。

八方地区ではスキー場と宿泊施設を中心とする集落の再生に関する「マスタープラン」がまとまりつつあることから、まずは同地区でのプロジェクト推進を図り、他のスキー場と宿泊拠点についても順次展開を図っていきます。観光事業者が中心となって推進しますが、インフラ整備等の面では行政が支援を行い、着実な事業推進を図ります。白馬村の中核産業を立て直す観点から重要なプロジェクトです。

戦略的重点プロジェクト 2. 白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクト		
戦略 4. 宿泊施設とスキー場の再活性化	4-1. 宿泊施設の戦略的な活性化	① 宿泊施設のサービス形態見直し・多様化による競争力強化 ② 宿泊施設のサービス共通化による効率化
	4-2. スキー場の戦略的な活性化	① スキー場の施設更新による競争力強化 ② スキー場のサービス共通化による効率化

<戦略的重点プロジェクト 2. の推進イメージ>



第11回 計画審議会 会議録

召集年月日	平成28年8月10日(水)			
召集の場所	白馬村保健福祉ふれあいセンター			
開閉会の日時	開会	午後2時00分		
	閉会	午後4時30分		
出席者数	35名出席(庁内ワーキンググループメンバー16名を含む)			
出席者 (計画審議会)	区分	役職名	氏名	出席
	教育委員会委員	白馬村教育委員会委員(会長)	伊藤 公一	○
	公共的団体の役職員	白馬村体育協会会長(副会長)	山岸 忠	○
	教育委員会委員	白馬村教育委員会委員	塩島 弘之	
	農業委員会委員	白馬村農業委員会会長	松沢 正猛	
	公共的団体の役職員	白馬村民生児童委員	矢口 緑	○
	公共的団体の役職員	白馬商工会長	杉山 茂実	
	公共的団体の役職員	区長会会長	平塚 茂雄	
	公共的団体の役職員	白馬村消防団団長	丸山 義行	
	学識経験者	まちづくり白馬友の会会長	松澤 恵也	○
	学識経験者	神城婦人会会長	田中 みつる	○
	学識経験者	北城婦人会会長	眞島 宣子	○
	学識経験者	白馬村スキークラブ会長	太谷 陽一	○
	学識経験者	白馬村シニアクラブ会長	下川 辰男	○
	学識経験者	大北農協白馬支所長	内川 武文	
	学識経験者	白馬村索道事業者協議会会長	駒谷 嘉宏	○
	学識経験者	白馬村観光局事務局長	福島 洋次郎	○
	学識経験者	白馬村ボランティア連絡協議会会長	太田 洋子	
	学識経験者	特別養護老人ホーム白嶺所長	竹本 登美子	○
	学識経験者	白馬村金融団幹事長野銀行白馬支店長	宮島 賢次	○
	学識経験者	白馬村建設業組合長	塩島 正	
	学識経験者	観光地経営計画委員	ケビン モラード	○
	一般公募	公募委員	宮脇 哲也	○
	一般公募	公募委員	藤田 直子	○
	一般公募	公募委員	富山 正明	○
一般公募	公募委員	高田 愛史		
事務局	白馬村役場 総務課長	吉田 久夫	○	
事務局	白馬村役場 総務課 企画係長	田中 洋介	○	
事務局	白馬村役場 総務課 企画係 主査	渡邊 宏太	○	

出席者 (庁内ワーキンググループ)	住民課	課長補佐兼環境衛生係長	田中 哲	○
		住民係長	小日向 純代	○
		主査	太田 千恵	
	税務課	課長補佐兼徴収係長	関口 久人	○
		課税係長	鈴木 広章	○
		主査	山岸 大祐	
	健康福祉課	健康福祉係長	太田 雄介	○
		健康づくり係長	工藤 弘美	○
		介護保険係長兼地域包括支援センター長	内山 明子	○
		主事	鷺澤 友也	
	建設課	課長補佐兼建設係長	田中 敏明	○
		維持管理係長	横山 勝典	
		主事	篠井 太郎	
	農政課	課長補佐兼農林係長	下川 啓一	○
		主事	山岸 大輝	○
	上下水道課	管理係長	太田 裕史	
		業務係長	長澤 秀美	
		上下水道係長	横山 廣毅	
		主任	堀米 拓実	○
	観光課	観光係長	長澤 肇	○
主査		一井 剛	○	
教育課	教育係長兼副公民館長	遠藤 裕子	○	
	主査	降旗 大輔	○	
スポーツ課	課長補佐兼スポーツ係長	松澤 宏和		
	主任	大塚 敦司	○	
会計室	主査	塩島 広幸		
総務課	課長補佐兼総務係長	田中 克俊		

1. 開会

第 11 回計画審議会の開会を宣言した。

2. あいさつ

<会長>

前回から時間が空いてしまい、観光シーズンの忙しい時期となってしまったが、お集まりいただいたことに感謝する。これまで「白馬アイデアキャラバン」として村内外で意見を拾ってきたものが計画に反映されていると思うので、審議していただきたい。また、今回は庁内ワーキンググループのメンバーも同席しているため、積極的な双方向の意見交換をお願いしたい。

9月の仕上げに向け時間が無い状況であるが、策定に向け協力をお願いしたい。

<総務課長>

昨年度から数えて審議会も 11 回目となるが、実質的に顔を合わせての審議は今回が最後になると思われる。これまでは審議会と庁内ワーキンググループとそれぞれ議論してきたが、それらを組み合わせた現時点での基本計画（案）をお示しさせていただいている。本日お配りしたものは事前配布から一部修正している部分もあるが、ご了承いただきたい。

事務局だけであらゆる質問に回答することは難しいが、今回は各課より職員が出席しているため、遠慮なく質問や意見をいただきたい。また、昨年度から継続して多大なご協力をいただいたことにお礼申し上げる。

[観光局事務局長紹介]

6 月から就任させていただいている。夏の集客状況はあまりよくないと聞いているが、様々な形で観光事業者を支援していきたい。新しい企画として、白馬で素敵な暮らしをしている“人”に焦点を当てた動画を Web で発信している。ここに住む“人”も魅力・財産であり、白馬高校での“学び”もまた財産である。この地で学んだ生徒が未来の白馬を背負って立つと考えており、観光局としても応援していきたい。白馬村においては、総合計画における観光の役割は大きいと思われるため、限られた時間であるが尽力したい。

3. 報告

<事務局>

昨年度のインタビューや白馬アイデアキャンプに続き、今年度も住民等に参加してもらい意見を聴く場を多数設けてきた。5 月 24 日のキックオフワークショップには約 60 名の方にご参加いただき、studio-L 代表の山崎亮さんから今後の人口減少社会におけるコミュニティのあり方や他の地域での事例についてお話

を伺った後、参加者が「自分にできること」と「白馬に必要な人・スキル」を考え意見交換した。その後、6月にエリアキャラバンとして、村内3か所で各地区の抱える課題やそれを解決するためにすべきことを参加者から聞いた。7月12日には村外の白馬村出身者や白馬ファンなど約70名にご参加いただいて東京でワークショップを開催した。はじめに村長と山崎亮さん、そして村と連携協定を締結しているヤフーの宮坂社長の鼎談を行ったうえで、参加者にとっての豊かな暮らしや白馬ならではの豊かな暮らしについて意見交換した。一連のワークショップで出された意見など、詳しくは資料としてお配りした「白馬アイデアキャラバン便り」をご覧ください。

また、先週末にこれまでのまとめとして、意見を聴くだけでなく実際に行動に移すことを目的として、村内外の人によるワークショップを開催した。移住だけでなく二地域居住を推進したいという意見や村内外の人が交流する場づくりをしたいという意見があった。結果については後日ホームページにアップする。

4. 協議事項

暮らし・産業・ひと・自然の4グループに分かれ、審議会委員と庁内ワーキンググループメンバーによる意見交換を実施し、各グループでの協議を発表・共有した。

【暮らし】

区の加入率向上について、ごみ集積場の問題と合わせて検討してほしい。

集落支援員とは？ → 国の財源措置がある制度で、地区担当職員が担えない部分を、総合的に支援する形で活用したい。

ケーブルテレビは加入率を高めるのはもちろんだが、文字放送ばかりではなく解り易く伝える内容を考えてほしい。特に災害時の対応について、神城断層地震を活かして早急に情報発信してほしい。

支え合いマップについて、民生委員等を中心にしっかりと地域内を把握して更新を行ってほしい。

日赤奉仕団が速やかに動けるよう、指揮命令系統等体制を整備してほしい。

【産業】

観光客を増やすため、受皿整備として外部の資本をどう考えるのか方針を記載してほしい。それが難しいということであれば、宿泊施設の収容力と質を高めるような文言を追記してほしい。

観光地経営計画のうち、行政が担うべきことだけを記載すればよいのではないか。

観光に関する開発と、環境や景観とのバランスについて、不整合が生じないようにしてほしい。

観光客入込数については正確な数値とは言い難いと思うが、KPIとして設定しても良いのか。→他に数値化できるものがないため、現状ではそれをKPIとして、今後データ整備を進めたい。

冬季観光客入込数は「スキー場と宿泊拠点の再生」のKPIとして、受入環境整備については文章で書かれているような実際に整備するものをKPIに設定した方がよいのではないか。

観光に関して、中を磨くことだけでなく、情報を発信することも記載した方がよいのではないか。

地産地消認定制度については、どのような基準を考えているのか。米以外の農産物について生産量を

確保できるのか。→今後検討する予定で現時点では決めていない。

東山の活用について、農政課（森林整備）と観光課（コース整備）を連携して進めてほしい。また、既存ルートの活用だけでなく、新たなコースの造成も検討してほしい。

【ひと】

ICT 教育については物品を導入して学校に任せるだけではなく、ソフトや活用の支援も検討してほしい。

白馬高校については県立高校のことをKPIにするのは避け、公営塾の社会教育への拡大についても検討してほしい。

文化芸術振興は、コンサート入場者だけでなく、他のイベントも指標に盛り込むようにしてほしい。

スポーツについて、大人が楽しむことも含めて全体的に肉付けしてほしい。また、子どもの育成から世界へ挑戦し、指導者として戻ってくるようなストーリーを語ってほしい。

村外者を対象としたスポーツイベントや、ジャンプ競技場のリフト乗車人数のKPIは、観光分野（産業）に記載した方がよいのではないか。

幼児期の学びの支援（私立幼稚園就園奨励補助制度）は「暮らし」の子育て支援に移した方がよいのではないか。

【自然】

水を大切にすることを高めることや、名水百選に選ばれている姫川について強調してほしい。

自然を活用した子どもたちの教育（自然体験教室、サバイバルキャンプなど）を盛り込んでほしい。

村民が登山に親しむよう啓蒙してほしい。特に子どものうちに山に登ることを奨励してほしい。

ごみ減量化について、意識を高める取り組みを記載すべき。

「4R」は言葉を知らない人も多いため、説明文を注記すべき。

森林整備にもつながるが、下草刈りも含めて白馬村の玄関口を美しく見せる取り組みをしてほしい。

塩の道を歩いても休憩するところがないため、ベンチ等を設置してほしい。塩の道も含めて観光施設・資源の維持管理をしっかり行ってほしい。

世界水準の観光地にふさわしい開発基準については、エリアを分ける等の対応が必要では。また景観を阻害する要因としては大きさよりも高さが問題となる。

5. 閉会

<事務局>

本日の審議会で出された意見を反映したうえで、計画案に対してパブリックコメントを実施したい。委員からの意見も継続して受け付ける。

<公募委員>

審議会として村長に答申する形になるのではないか。

<事務局>

基本構想部分については議決を得る必要があるため3月に答申をいただいたが、基本計画について

は審議会委員と一緒に作ったという形を取らせていただいたということをご理解いただきたい。

<会長>

委員各位のこれまでの協力にお礼を述べ閉会を宣言した。

白馬村総合戦略

まち・ひと・しごと創生



平成27年12月



白馬村

・あなたが感じている白馬村の「満足度」についてお答えください。各項目について、該当する番号を1つずつ選んでください。

分野	項目	満足度(上段:回答数/下段:割合(%))					
		不満	やや不満	どちらとも いえない	やや満足	満足	無回答
環境保全	ア. 自然環境や景観の保全 (総数959)	68 7.1	156 16.3	266 27.7	339 35.3	121 12.6	9 0.9
	イ. 美化運動の推進 (総数959)	61 6.4	214 22.3	424 44.2	214 22.3	34 3.5	12 1.3
	ウ. 環境浄化対策(屋外広告、案内板、自販機設置規制等) (総数959)	75 7.8	190 19.8	443 46.2	197 20.5	39 4.1	15 1.6
	エ. 緑化事業の推進 (総数959)	63 6.6	175 18.2	510 53.2	159 16.6	35 3.6	17 1.8
	オ. 青少年への自然保護教室 (総数959)	73 7.6	202 21.1	543 56.6	99 10.3	20 2.1	22 2.3
	カ. 里山の保全 (総数959)	91 9.5	246 25.6	423 44.1	150 15.6	28 2.9	16 1.7
	キ. 地球温暖化対策 (総数959)	97 10.1	222 23.1	527 54.9	78 8.1	16 1.7	25 2.6

○満足度高い「自然環境や景観の保全」全体として、「どちらともいえない」が40～50%台を占め、これに「やや不満」が20%台で続いています。これに対し、「ア. 自然環境や景観の保全」では、「やや満足」35.3% (339人)が最も多く、これに「どちらともいえない」が27.7% (266人)と続き、「満足」も12.6% (121人)と比較的高い値を示しています。また、「ウ. 環境浄化対策(屋外広告、案内板、自販機設置規制等)」は、「どちらともいえない」が46.2% (443人)で最も多く、「やや満足」が20.5% (197人)でこれに次ぎ、ともに全体として満足度が高いことが分かります。

分野	項目	満足度(上段:回答数/下段:割合(%))					
		不満	やや不満	どちらとも いえない	やや満足	満足	無回答
基盤整備・ 生活環境	ク. 身近な生活道路の整備 (総数959)	187 19.5	288 30.0	221 23.0	219 22.8	29 3.0	15 1.6
	ケ. 下水道の整備 (総数959)	93 9.7	129 13.5	325 33.9	270 28.2	131 13.7	11 1.1
	コ. 河川環境の整備 (総数959)	71 7.4	171 17.8	398 41.5	250 26.1	55 5.7	14 1.5
	サ. 除雪・融雪など雪対策の充実 (総数959)	88 9.2	179 18.7	227 23.7	343 35.8	111 11.6	11 1.1
	シ. 消防・防災対策の充実 (総数959)	42 4.4	117 12.2	391 40.8	329 34.3	67 7.0	13 1.4
	ス. 防犯灯など防犯対策 (総数959)	89 9.3	236 24.6	366 38.2	214 22.3	44 4.6	10 1.0
	セ. ごみの分別、リサイクル活動の推進 (総数959)	71 7.4	201 21.0	358 37.3	261 27.2	53 5.5	15 1.6

○「ク. 身近な生活道路の整備」で高い不満度 全体的に「どちらともいえない」が30～40%台で最も多くなっていますが、「ク. 身近な生活道路の整備」では「やや不満」が30.0% (288人)と最も高く、また「サ. 除雪・融雪など雪対策の充実」では「やや満足」が35.8% (343人)と最も高くなっています。

旗艦ホテルの誘致及び優良な投資開発の誘致について

白馬村は世界でも有数の山岳景観を有し、現在世界各国から観光客ら訪れてきているのは周知の事実です。

日本国が国策として海外からの観光客誘致に力を入れていますが、目標として2020年までに現在の約2000万人の海外からの観光客数を二倍の4000万人にするとしています。仮に海外からの観光客が現在の2倍白馬村に來訪したとすると、圧倒的に外国人の観光客を迎える宿泊施設が不足しており、宿泊施設の整備が必須ではないかと考えます。

白馬村には約40年前から村外資本によるペンションの開発やオリンピック前には地元資本を中心とした既存の民宿等の建て替え等による投資・開発が成されていますが過去最大の宿泊施設としては東急ホテルが挙げられます。

白馬村の不動産市場についてはバブル経済以降下降の一途をたどり、地価公示価格で見ると1992年を1とした場合、現在は0.15程度となっています。日本経済の大きな変動が主な要因ですが、白馬村がバブル期の昭和63年に制定した「白馬村開発基本条例」が開発を抑制・規制する内容だったことも大きな要因の一つでした。

昭和63年に制定された白馬村開発基本条例は、例えば湯沢の林立したリゾートマンション群のような乱開発から白馬村の景観の保護に成功し一定の役割を果たしたと言えますが、時代が好景気から不景気へと大きく変動し、白馬村開発基本条例に拠って開発が抑制・規制されていることによる地元経済への影響が大きく、平成12年4月1日に白馬村開発基本条例から若干規制を緩めた現在の「白馬村環境基本条例」「白馬村開発指導要綱」が施行されています。

日本の各自治体は、例えば製造業の工場や企業を誘致するために様々な努力を行っています。白馬村は雄大な自然がありますが、高速道路や新幹線の駅等のインフラが整っていない為、製造業の工場や企業の誘致はインフラのそろっている自治体と比べると非常に弱く、一部の業界（IT企業等の場所を選ばない業界）を除いて誘致は現実的ではありません。

村外からの投資を誘致するには高速道路や新幹線等の莫大な費用が掛かるインフラ整備だけではなく、村の条例・姿勢も極めて重要なインフラの一つと考えられます。白馬村がこの先20年を見据えたとき、16年前に施行された「白馬村環境基本条例」並びに「白馬村開発指導要綱」を今の時代に合った内容で条例の改正を行い、世界でも有数の山岳リゾート地を目指すべきです。

冒頭でも述べましたが、白馬村は世界でも有数の景観を誇るリゾート地です。しかしながら、フラッグシップとなる世界的なリゾートホテルがありません。村を挙げて世界的なリゾートホテルの誘致を行うべきだと強く思いますが、現在の「白馬村環境基本条例」「白馬村開発指導要綱」ではそれがままなりません。

他の自治体と比べるとどれだけ規制を厳しくしているか、例えば3000㎡以上の敷地

上にホテル等の建設を行う場合、開発許可を取得する必要がありますが、一般的に開発許可を取得するには約3カ月の期間とされています。しかしながら、白馬村では2年前後の期間を必要とします。一般的な開発許可の期間と比べると実に8倍もの期間を要します。せめて一般的な開発許可の期間を2倍までの期間で収めるべきではないでしょうか。

【時間を要する要因】

1. 植生の調査（春と秋年二回調査）
2. 地元同意行政による弊害

【旗艦ホテルの誘致を阻害する条例について】

1. 建物面積が5,000㎡を超えると、「白馬村環境基本条例施行規則第5条関係別表第3の(3)」により建蔽率が25%、容積率が60%に抑制される事。
2. 建物の高さ制限が18m（パラペットを利用することにより24m）と低いこと
3. 「白馬村指導要綱第4条及び第6条」における地区の住民組織からの可となる同意及び同意書の添付。

白馬村の命運を握るような優良な投資開発について、一部地元住民の所謂競争相手の排除を本音とし、建前上は環境維持等を理由に同意を盾にした開発に対する理不尽な反対が繰り返されてきています。同意という部分を質にして、例えば道路整備等のインフラ整備の要求を暗にほめかしたり、協力金を要求するようなことも実際に起きています。競争相手を排除することに力を注ぎすぎたため、結果白馬村は競争力を失い、他の同種の山岳リゾートとの競争に勝つことができていません。

投資家が注目している地区の区長の話として、海外からの投資案件について行政から地元が同意すればいいという行政の姿勢が非常に困るし、地元地区の役員は開発についての専門家ではない為開発に対応する労力や時間が大きな負担だという話も聞かえてきています。ホテルやコンドミニアムの建設について、地元へ責任を持たせるのではなく白馬村が責任をもって対応してもらうのがありべき姿だと考えます。

第4章 環境保全

○白馬村開発基本条例

(昭和49年4月1日
条例第19号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は白馬村のすぐれた自然環境が開発等の事業活動により破壊されることを防止するために必要な施策の基本となる事項を定め、住民の健康で文化的な環境の保全を図ると共に住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全とは住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる自然環境、生活環境を保全することをいう。
 - イ 自然環境とは、生態系を含む自然資源（山岳溪谷河川湖沼森林等）の景観をいう。
 - ロ 生活環境とは住民の日常生活に欠くことのできない条件をいう。
- (2) 公害とは大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭によつて人の健康と自然との調和がそこなわれることをいう。
- (3) 開発とは別荘団地一般住宅団地の造成、その他土地の形質の変更及び建築物等の新築改築を行う行為をいう。
- (4) 事業者とは、開発を行う法人又は個人をいう。
- (5) 廃棄物とはごみ、粗大ごみ、燃がら、汚泥、ふん尿、雑排水、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物をいう。

(村の責務)

第3条 村長はこの条例の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について必要な

〔白馬七〕

二六五

第8類 厚生 (白馬村開発基本条例)

施策を策定し実施するものとする。

- (1) 自然環境保護並に生活環境保全の思想高揚を図ると共に、施設及び設備の整備を図ること。
 - (2) 常に公害の発生源、発生原因及び発生状況を監視すると共に必要な調査をするものとする。
 - (3) 廃棄物の処理に関する総合的な施策を講ずること。
- 2 村長は前項の計画を策定しようとするときは「白馬村開発審議会」の意見を聞かなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は村の施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は開発によつて生ずる自然の破壊(自然環境の破壊を含む。以下同じ。)を防止するため自然の改変を最少限度にとどめると共に、その責任において植生の回復、その他自然環境の保護のために適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、開発によつて生ずる廃棄物の処理にあつては、生活環境を保全するため適切な処理をしなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民(滞在者、旅行者を含む)は村の施策に協力するとともに自然環境の保護に努め、その活動によつて発生する廃棄物を適切に処理し、快適な生活環境の確保に努めなければならない。

第2章 審議会

(審議会の設置)

第6条 自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を、調査審議するため白馬村開発審議会(以下審議会という。)を設置する。

(任務)

第7条 審議会はこの条例において、審議会の意見を聞くこととされているもののほか、自然環境及び生活環境の保全について村長の諮問に応じて、調査審議答申するものとする。

(組織)

第8条 審議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員

(2) 学識経験者

(3) 村職員

(任期)

第9条 委員の任期は2年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長各1名を置き委員が互選する。

2 会長は審議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 会議は会長が招集し会長が議長となる。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事)

第12条 審議会に幹事若干名を置き、村職員のうちから村長が任命する。

2 幹事は会長の命を受け会務を処理する。

第3章 開発の規制

(開発の施設基準) → 規則で定める

第13条 開発によつて破壊された自然環境、生活環境を復元することは困難であり、乱開発は許されない。従つて村長は、開発地の自然環境及び生活環境を保護するため施設等の基準を定めるものとする。

2 村長は、前項の規定による施設等の基準を定めようとするときは審議会の意見を聞かなければならない。これを変更又は廃止しようとするときも同様とする。

(開発の届出)

第14条 何人も規則で定める基準をこえる開発をしようとするときは、あらかじめ開発方針及び開発計画を書面によつて、村長に届出なければならない。当該届出事項を変更しようとするときも又同様とする。但し非常災害のために必要な応急措置として行なう行為についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず国及び県の機関が同項の規定に該当する行為をしようとするときは、同項の届出を要しない。この場合において当該国県の機関は、あらかじめ村長に通知しなければならない。

第8類 厚生 (白馬村開発基本条例)

(開発の協定)

第15条 事業者は前条第1項の規定により、定める基準をこえる開発をしようとするときは、あらかじめ村長と次の各号に掲げる事項について開発基本協定を締結しなければならない。ただし国の機関等が行う開発についてはこの限りではない。

- (1) 開発方針及び開発計画に関する事項
- (2) 土地の造成に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 廃棄物の処理に関する事項
- (5) その他村長が必要と認めた事項

(協定の履行)

第16条 事業者は前条の規定により締結した開発基本協定を、忠実に履行しなければならない。

第4章 緑化育成

(緑化の推進)

第17条 緑豊かな自然環境の中で生活することは何人も希求するところであり、この緑からの恵沢に鑑み住民は樹木の保護及び緑化(草花を含む)の推進に努めなければならない。

(建築物等の周囲の緑化)

第18条 建築物等の施設の設置者は建物の敷地に樹木、花等の植栽可能な場所を確保しその緑化に努めなければならない。

(援助)

第19条 村長は緑化育生を推進するため苗木種子のあつせん、その他必要な援助に努めるものとする。

第5章 雑則

(勧告)

第20条 村長は第4条、第5条及び第13条の規定に基づく自然環境の保護又は生活環境の保護のため必要があると認めたときは、事業者その他関係者に対し期限を定めて開発造成の方法、造成中の公共道路の構造若しくは造成の方法、水資源の利用方法又は開発区域内から発生する廃棄物の処理方法の変更、その他の必要な措置を行うよう勧告することができる。

(措置命令)

第8類 厚生 (白馬村開発基本条例)

第21条 村長は前条の勧告を受けた者が定められた期限内に必要な措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行なうべきことを命令することができる。

(停止命令)

第22条 村長は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において当該行為の一時停止を命令することができる。

(立入調査)

第23条 村長はこの条例の施行に必要な限度において、職員をして開発地に立入らせ当該土地において行われている行為の状況を、調査させることができる。

2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第25条 第21条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は3万円以下の罰金に処する。

3 第23条の規定による立入調査を拒み妨げ又は忌避した者は、1万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行する。

○白馬村開発基本条例施行規則

(昭和49年4月1日)
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は白馬村開発基本条例(昭和49年白馬村条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開発の施設基準)

第2条 条例第13条に規定する施設等の基準は次に定めるところによる。

- (1) 開発地区内には公共用施設地区、会社学校寮地区、個人分譲地区を計画的に配置し一定の計画緑地、園地等の環境保全地区を設けなければならない。
- (2) 幹線道路の両側各20メートル及び公道主要道路にあつては両側各10メートルは緑地帯として保存すること。
- (3) 路面面積の全事業面積に対する割合は10%以下としなければならない。
- (4) 道路は幹線道路にあつては巾員6メートル以上、その他の道路(車輛通行ない道路を除く)にあつては巾員4メートル以上確保されていること。
- (5) 分譲する1区画の面積は1,000平方メートル以上としなければならない。
- (6) 工作物の設置については、立木の伐採等を最少限にとどめ自然環境に適合した工法を取り入れるとともに改変されたものについては、自然状態へ復元しなければならない。
- (7) 商的屋外大規模広告は一切設置してはならない。
- (8) 建築面積の敷地面積に対する割合は20%以下としなければならない。
- (9) 建築物の高さは2階建以下とする。但旅館高層集合住宅の建物の高さは13メートル以下とし周囲の景観を阻害しない地域とすること。但し、13メートルを超えるものについては特に村長に届出なければならない。この場合制限高さは15メートルとする。
- (10) 建物外部の色彩は原色をさけ、周囲の自然と調和させなければならない。
- (11) へい、その他しやへい物はできる限り設けないこととし、やむを得ず設ける場合は生垣としなければならない。

〔白〕

二六五六

第8類 厚生 (白馬村開発基本条例施行規則)

- 02 土地内の樹木、草類は可能な限り残存しなければならない。
- 03 事業活動又は人の生活によつて生ずる廃棄物は、自らの責任において適切に処理しなければならない。
- 04 事業者は分譲開始前にその地域内における廃棄物の処理計画を定め、村長に届出なければならない。
- 05 事業者は前号の計画により生活環境の保全に支障が生じないうちに収集し、衛生的に処理しなければならない。
- 06 事業者はその地域内に村長が定める、ごみ焼却炉を設置しなければならない。
- 07 し尿は集積処理(くみとり式)を原則とするが浄化槽設置の場合は、別表に定める基準によること。
- 08 汚水(し尿雑排水)の地域別排水BOD量別の処理は、別表に定める基準によること。
- 09 給水施設は水道法による認可施設によること。
- 20 水道施設の水源に表流水を使用するものにあつては、関係水利権者の同意を徴すること。
- 21 水道施設及びその周辺の清潔の保持と当該施設周囲20メートル以内の建築物の構築をしないこと。

(事業者の処理)

- 第3条 事業者は開発地を分譲するときは、買受者に対し自然保護、公害防止思想の普及徹底を図るとともに、前条に掲げる事項について遵守させなければならない。
- 2 事業者は管理体制を整備し、その地域内における自然保護、公害防止対策を積極的に推進するとともに、買受者における買受条件の履行を監視しなければならない。

(届出を要する開発の基準)

第4条 条例第14条の規定による規則で定める基準は次のとおりとする。

(1) 建築物の新築改築又は増築

イ 高さ13メートル、又は延面積1,000平方メートル

- (2) 送水管 長さ30メートル
- (3) 鉄塔 高さ30メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 車道 長さ2,000メートル

第8類 厚生 (白馬村開発基本条例施行規則)

- (6) 宅地の造成 面積2000平方メートル
 - (7) スキー場 リフト延長200メートル
 - (8) 土地の形質の変更 面積1ヘクタール
- (協定を要する開発の基準)

第5条 条例第15条の規定による規則で定める基準は次のとおりとする。

- (1) 宅地の造成 面積1ヘクタール
 - (2) スキー場 リフトの延長200メートル
 - (3) 車道 長さ1,000メートル
- (開発の届出書)

第6条 条例14条の規定による届出は次の各号に掲げる書類により行なうものとする。

- (1) 別荘団地、一般住宅団地の造成その他の土地の形質変更の場合
「開発地区内行為(土地形質変更)届書」(様式第一号)
- (2) 建築物、その他工作物の新築、改築、増築の場合
「開発地区内行為(工作物の新改増築)届書」(様式第二号)

附 則

この規則は公布の日から施行する。

様 式(省略)